

山形県金山町町制施行100周年記念式典会場設営・実施運営等業務委託要領

本要領、「山形県金山町町制施行100周年記念式典会場設営・実施運営等業務委託」（以下、「本業務」という。）の契約候補者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務名

山形県金山町町制施行100周年記念式典会場設営・実施運営等業務委託

2 業務内容

山形県金山町町制施行100周年記念式典会場設営・実施運営等業務委託仕様書のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和6年11月29日まで

4 予算金額（提案上限額）7,940,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、各年度における支払限度額については以下のとおりとする。

令和5年度… 330,000円（事業計画等）

令和6年度…7,610,000円（各種準備・式典運営等）

※この金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

5 発注者 金山町長 佐藤 英司

6 プロポーザルの概要

(1) 実施スケジュール（予定）

①公告日 令和6年1月5日（金）町HPへ掲載

②質問受付 令和6年1月12日（金）まで メールで提出

※質問と回答内容は応募者へ共有します

※現場確認が必要な場合は1月9日～1月31日の間で調整します。

③プロポーザル参加申込（会社概要・業務実績表提出含む）

令和6年1月17日（水）までメールで提出

④プロポーザル参加承認及び選考会当日案内の通知 令和6年1月22日（月）

メールで通知

⑤企画提案書等の提出 参加承認日から令和6年2月16日（金）郵送

⑥プレゼンテーション審査予定日 令和6年2月26日～29日頃（予定）

※審査者の日程により調整

⑦契約締結 令和6年3月上旬

(2) 選定方法

プレゼンテーション及び審査企画提案書等の内容を審査し、高い評価を得た企画提案者を契約候補者等として選定する。

(3) 担当部署

- ①住所 〒999-5402 山形県最上郡金山町大字金山 324 番地 1
- ②担当 山形県金山町総務課 総務係
- ③電話 0233-29-5601もしくは5600 (直通)
- ④FAX 0233-52-2004
- ⑤E-mail soumu@town.kaneyama.yamagata.jp

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、この公告日において次の要件を全て満たす者とする。

(1) 金山町財務規則(昭57年金山町規則第9号)第110条第1項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録がある者であること。なお、登録をしていない者においては、参加表明の際に登録がある者と同等の資格があることを確認するための書類を提出し、確認を受けること。

(2) 山形県内に本店・支店・営業所を有する者

(3) この公告日から契約締結の時までの間に、金山町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱に基づく入札参加等停止の措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に該当しない者であること。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

(7) 金山町暴力団排除条例(平成23年金山町条例第11号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

(8) 過去10年間において、国や地方公共団体が主催するイベント・式典等同種業務の実績があること

8 参加申込の受付

本プロポーザルへの参加には、申込みを行い、事前に資格要件等の金山町の審査を受ける

ことが必要となる。

(1) 参加申込みに必要な提出書類

- ①参加申込届（様式1）
- ②会社概要・業務実績表（様式2及びパンフレット等）
- ③競争入札参加資格者名簿に登録をしていない者においては、登録がある者と同等の資格があることを確認するための書類（必要書類は、「総務課総務係」に確認すること）

(2) 提出期限・方法 令和6年1月17日（水）までメールで提出

(3) 提出先 山形県金山町総務課 総務係

(4) 参加資格審査

金山町は、参加表明に必要な提出書類の内容を審査し、適当と認める場合の付与は、令和6年1月22日（月）までに参加資格要件を満たしている旨をメールで通知するとともに、企画提案書等の提出を依頼する。

(5) その他

登録期間内に参加申込をしなかった者は、本プロポーザルに参加できない。

9 質疑の受付及び回答

本プロポーザルに係る質問及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 提出様式・・・質疑書（様式3）
- (2) 提出期限・・・令和6年1月12日（金）午後5時まで
- (3) 提出先・・・山形県金山町総務課 総務係
- (4) 提出方法・・・電子メールによる提出（電話により提出先へ受信を確認すること。）
- (5) 回答・・・令和6年1月15日（月）までに参加者全員にメールにて回答する。

10 企画提案書等の提出

参加資格要件を満たしている旨は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

- ①企画提案書（任意様式）
- ②業務実績調書（任意様式）
- ③業務工程表（任意様式）
- ④見積書（任意様式）

(2) 提出部数

正本1部、副本6部（部ごとに左上をクリップで留めること。）

(3) 提出方法 郵送

(4) 提出期限

令和6年2月16日（金）午後5時まで

(5) 提出先 山形県金山町総務課 総務係

1.1 企画提案書の基本的事項

企画提案書は、別紙仕様書の「4 業務内容に記載している④次第（案）」を踏まえて業務における具体的な取組方法について提案を求めるものとし、「同種の当該業務に係る実績の説明」「運営のスタッフ体制」「式典案」を含めること。「式典案に対する提案」は提案上限額や時間の制限を考慮したものとする。

具体的な契約内容等は、契約後に企画提案書を反映しつつ、金山町と協議の上決定することとする。

1.2 審査

(1) 審査会の実施

令和6年2月26日頃

※審査者の日程により調整し、詳細については参加者に後日連絡を行う。

(2) 審査会でのプレゼンテーション

参加者は、審査会において次のとおりプレゼンテーションを行う。

①出席者

2人以内

②配当時間

ア. 発表時間…20分以内（機器の接続は除外）

発表の中には、「同種の当該業務に係る実績の説明」「運営のスタッフ体制」「式典案に対する提案」を含めること。「式典案に対する提案」は提案上限額や時間の制限を考慮したものとする。

イ. ヒアリング…15分程度

③その他

プロジェクター及びスクリーンは金山町が用意する。パソコンを使用する場合は参加者が持参すること。

(3) 審査委員会の設置

審査は、金山町が設置する「金山町町制施行100周年記念式典会場設営・実施運営等業務委託審査委員会」が行う。委員長は副町長とし、委員は町職員で構成する。

(4) 審査方法等

業務実績、業務体制、企画提案内容、見積書等を審査基準に基づき総合的に審査する。なお、参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立することとする。

(5) 審査基準

審査基準は、以下のとおりとし、評価点数は各審査委員の合計点数とする。

評価項目	評価事項	配点
①業務遂行力	本業務の趣旨を理解し、業務全体のスケジュールが適切であり、委託者と円滑に事業を進行できるか	20
②実施体制	会場設営や式典運営が円滑に進められ、不測の事態にも対応できるスタッフ体制になっているか	20
③業務実績	過去の業務実績等から成果が期待できるか	20
④創意工夫	提案上限額や現在の式典案を踏まえ、創意工夫による提案で本業務の成果を向上させることができるか	20
⑤費用対効果	見積書は提案内容を踏まえたものであり、費用対効果が高いものか	20
評価点合計（審査員一人あたり）		100

1.3 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領等に違反すると認められる場合
- (4) 審査会の委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求める等、審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 参考見積書の見積金額（税込）が「4 提案上限額」を超える場合

1.4 契約締結

契約は、選定された最優秀提案者と金山町との間で、企画提案書に記載された内容に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法により契約を締結することを原則とする。また、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案書の内容をもって契約するとは限らないことに留意すること。最優秀提案者との協議が不調となった場合には、優秀提案者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。

1.5 費用負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

1.6 留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは原則認めない。
- (4) 本プロポーザル終了後、公平性、透明性及び客観性を期するため、提出された企画提案書等を金山町ホームページ等で公表することがある。
- (5) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (7) 町は、提案者から提出された書類について、金山町公文書公開条例（昭和57年金山町条例第1号）に基づいた請求があった場合は、第三者に開示することがある。
- (8) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表等の使用については、全て提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- (9) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く）は、本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- (10) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (11) 事業スケジュール、実施スケジュール等が変更される可能性がある。
- (12) 審査結果は、金山町ホームページ等で公表される可能性がある。
- (13) この要領は、令和6年1月5日から適用する。